令和７年９月

萩 市 議 会 定 例 会 議 案

議　案　目　次

議案番号　　件　　名

６７　和解に関する専決処分について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
６８　令和７年度萩市一般会計補正予算（第５号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
６９　令和７年度萩市国民健康保険事業（事業勘定）特別会計補正予算
　　（第２号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９
７０　令和７年度萩市国民健康保険事業（直診勘定）特別会計補正予算
　　（第２号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３
７１　令和７年度萩市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第１号）・・・・・・・・１７
７２　令和７年度萩市介護保険事業特別会計補正予算（第１号）・・・・・・・・・・・２１
７３　令和７年度萩市病院事業会計補正予算（第１号）・・・・・・・・・・・・・・・２５
７４　令和６年度萩市一般会計決算認定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３１
７５　令和６年度萩市土地取得事業特別会計決算認定について・・・・・・・・・・・・３３
７６　令和６年度萩市国民健康保険事業（事業勘定）特別会計決算認定
　　について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３５
７７　令和６年度萩市国民健康保険事業（直診勘定）特別会計決算認定
　　について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３７
７８　令和６年度萩市休日急患診療事業特別会計決算認定について・・・・・・・・・・３９
７９　令和６年度萩市後期高齢者医療事業特別会計決算認定について・・・・・・・・・４１
８０　令和６年度萩市介護保険事業特別会計決算認定について・・・・・・・・・・・・４３
８１　令和６年度萩市水道事業会計決算認定について・・・・・・・・・・・・・・・・４５
８２　令和６年度萩市下水道事業会計決算認定について・・・・・・・・・・・・・・・４７
８３　令和６年度萩市病院事業会計決算認定について・・・・・・・・・・・・・・・・４９
８４　萩まちじゅう博物館条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５１
８５　萩市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び
　　選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例・・・・・５５
８６　萩市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例・・・５７
８７　萩市公共下水道条例等の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・６１
８８　損害賠償の額を定めることについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６３
８９　損害賠償の額を定めることについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６５
９０　損害賠償の額を定めることについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６７
９１　市道路線の認定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６９
９２　人権擁護委員の候補者の推薦について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７１

議案第６７号

和解に関する専決処分について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、和解することについて、次のとおり専決処分したので、同条第３項の規定により、市議会の承認を求める。

令和７年９月３日提出

萩市長　　田　　中　　文　　夫

専決処分日　令和７年８月１５日

和解することについて

令和６年１２月９日付けで破産手続の開始決定を受けた株式会社みやこ編物に対して萩市の有する未払賃料及び原状回復請求権に関し、次のとおり和解する。

１　相手方 [redacted]

２　和解内容

(1) 相手方は、萩市が所有及び賃貸し、相手方が賃借する土地の原状回復に代えて、１８０，０００円を萩市に支払うものとする。

(2) 萩市は、相手方に対して有する本件土地の未払賃料債権及び原状回復請求権を放棄する。

(3) 相手方は、次に表示する建物を無償で萩市に譲渡し、萩市はこれを譲り受ける。

不動産の表示（建物）

所　　在　萩市大字須佐字瓦浴４９２６番地２

家屋番号　４９２６番２の４

種　　類　工場

構　　造　鉄骨造スレート葺平家建

床 面 積　１９７．２８㎡

議案第６８号

令 和 7 年 度 萩 市 一 般 会 計 補 正 予 算 （ 第 5 号 ）

令和７年度萩市の一般会計の補正予算（第５号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ２２，０１３千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ３１，５１０，４６４千円とする。

２　歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第２条　債務負担行為の補正は、「第２表　債務負担行為補正」による。

令和７年９月３日提出

萩市長　　田　　中　　文　　夫

第１表　　歳入歳出予算補正

歳　入

（単位：千円）

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
１６．国庫支出金		３，３６４，９５０	３９，１９３	３，４０４，１４３
	２．国庫補助金	９３８，０４８	３７，２５３	９７５，３０１
	３．国庫委託金	９，７７６	１，９４０	１１，７１６
１７．県支出金		２，６９４，９０７	３７	２，６９４，９４４
	２．県補助金	１，３６４，３２４	３７	１，３６４，３６１
２０．繰入金		２，９８９，３９３	△１７，４８０	２，９７１，９１３
	１．基金繰入金	２，９８９，３９３	△１７，４８０	２，９７１，９１３
２２．諸収入		７００，４５６	２６３	７００，７１９
	４．雑入	３４２，４５６	２６３	３４２，７１９
歳入合計		３１，４８８，４５１	２２，０１３	３１，５１０，４６４

歳　出

（単位：千円）

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
２．総務費		３，７２４，８８９	１，７０９	３，７２６，５９８
	３．戸籍住民基本台帳費	１３７，４６９	１，７０９	１３９，１７８
３．民生費		９，６６６，０８５	４，４３３	９，６７０，５１８
	１．社会福祉費	１，０４８，４９９	２３１	１，０４８，７３０
	２．障害者福祉費	２，１６８，４８０	６５５	２，１６９，１３５
	３．老人福祉費	２，９０４，４８５	１，９１９	２，９０６，４０４
	５．生活保護費	７７５，８７４	１，６２８	７７７，５０２
４．衛生費		３，４８０，６７３	６，１８９	３，４８６，８６２
	１．保健衛生費	２，６５１，０５７	６，１８９	２，６５７，２４６
７．商工費		２，１３０，５９３	１６５	２，１３０，７５８
	１．商工費	１，５２０，１２０	１６５	１，５２０，２８５
８．土木費		２，２０２，２０９	５５	２，２０２，２６４
	６．住宅費	３７３，１０６	５５	３７３，１６１
９．消防費		１，７４２，９９１	５，８３０	１，７４８，８２１
	１．消防費	１，７４２，９９１	５，８３０	１，７４８，８２１
１０．教育費		２，９８４，２０９	３，６３２	２，９８７，８４１
	１．教育総務費	２３７，４１９	４３	２３７，４６２
	２．小学校費	７４３，６３６	２，１２６	７４５，７６２
	３．中学校費	５７５，７９５	１，４６３	５７７，２５８
歳出合計		３１，４８８，４５１	２２，０１３	３１，５１０，４６４

第２表　　債務負担行為補正

上段　補正後
下段　補正前

事項	期間	限度額
小学校モバイル端末管理ソフトウェア更新事業	令和8年度 —	6,418 —
中学校スクールバス運行業務委託事業	令和8年度 令和8年度	31,688 27,631
中学校モバイル端末管理ソフトウェア更新事業	令和8年度 —	4,505 —
合計		376,402 361,422

議案第６９号

令和７年度萩市国民健康保険事業（事業勘定）特別会計補正予算（第２号）

令和７年度萩市の国民健康保険事業（事業勘定）特別会計の補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ５，８９６千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ６，１５６，９９７千円とする。

２　歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和７年９月３日提出

萩市長　田　中　文　夫

第１表　　歳入歳出予算補正

歳　入

（単位：千円）

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
８．国庫支出金		８５	５，８９６	５，９８１
	１．国庫補助金	８５	５，８９６	５，９８１
歳入合計		６，１５１，１０１	５，８９６	６，１５６，９９７

歳　出

（単位：千円）

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
１．総務費		１２７，８０５	５，８９６	１３３，７０１
	２．徴収費	１１，７６９	５，８９６	１７，６６５
歳　出　合　計		６，１５１，１０１	５，８９６	６，１５６，９９７

議案第７０号

令和７年度萩市国民健康保険事業（直診勘定）特別会計補正予算（第２号）

令和７年度萩市の国民健康保険事業（直診勘定）特別会計の補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ２３，１２５千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ７１９，２２５千円とする。

２　歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和７年９月３日提出

萩市長　田　中　文　夫

第１表　　歳入歳出予算補正

歳　入

（単位：千円）

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
５．繰入金		３０９，４５６	５，１９２	３１４，６４８
	１．一般会計繰入金	２２０，６７０	５，１９２	２２５，８６２
８．寄附金		０	１７，９３３	１７，９３３
	１．寄附金	０	１７，９３３	１７，９３３
歳入合計		６９６，１００	２３，１２５	７１９，２２５

歳　出

（単位：千円）

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
１．総務費		４３２，３５２	５，１９２	４３７，５４４
	１．施設管理費	４２８，７５７	５，１９２	４３３，９４９
２．医業費		２２５，０６５	１７，９３３	２４２，９９８
	１．医業費	２２５，０６５	１７，９３３	２４２，９９８
歳　出　合　計		６９６，１００	２３，１２５	７１９，２２５

議案第７１号

令和７年度萩市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第１号）

令和７年度萩市の後期高齢者医療事業特別会計の補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ３，５６４千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１，１４２，９６４千円とする。

２　歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和７年９月３日提出

萩市長　田　中　文　夫

第１表　　歳入歳出予算補正

歳　入

（単位：千円）

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
６．国庫支出金		０	３，５６４	３，５６４
	１．国庫補助金	０	３，５６４	３，５６４
歳入合計		１，１３９，４００	３，５６４	１，１４２，９６４

歳　出

（単位：千円）

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
１．総務費		２０，０１０	３，５６４	２３，５７４
	１．総務管理費	１６，６９５	３，５６４	２０，２５９
歳　出　合　計		１，１３９，４００	３，５６４	１，１４２，９６４

議案第７２号

令 和 7 年 度 萩 市 介 護 保 険 事 業 特 別 会 計 補 正 予 算 （ 第 1 号 ）

令和７年度萩市の介護保険事業特別会計の補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ２５６，６５０千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ６，４１９，０５０千円とする。

２　歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和７年９月３日提出

萩市長　田　中　文　夫

第１表　　歳入歳出予算補正

歳　入

（単位：千円）

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
８．繰越金		１	２５６，６５０	２５６，６５１
	１．繰越金	１	２５６，６５０	２５６，６５１
歳入合計		６，１６２，４００	２５６，６５０	６，４１９，０５０

歳　出

（単位：千円）

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
４．基金積立金		８０６	１００，７３５	１０１，５４１
	１．基金積立金	８０６	１００，７３５	１０１，５４１
５．諸支出金		１，２２１	１５５，９１５	１５７，１３６
	１．償還金及び還付加算金	１，２２１	１５５，９１５	１５７，１３６
歳　出　合　計		６，１６２，４００	２５６，６５０	６，４１９，０５０

議案第７３号

令和７年度萩市病院事業会計補正予算（第１号）

（総則）

第１条　令和７年度萩市病院事業会計の補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（資本的収入及び支出）

第２条　令和７年度萩市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第４条に定めた資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収　　入

（単位：千円）

科　　目	既　決　額	補　正　額	計
第1款　資本的収入	365,277	7,810	373,087
第3項　補助金	0	7,810	7,810

支　　出

（単位：千円）

科　　目	既　決　額	補　正　額	計
第1款　資本的支出	554,181	7,810	561,991
第1項　建設改良費	164,127	7,810	171,937

令和７年９月３日提出

萩市長　　田　　中　　文　　夫

令和７年度萩市病院事業会計補正予算（第１号）実施計画

資本的収入及び支出

収　　入

（単位：千円）

款　　項	目	節	既　決 予定額	補　正 予定額	計	備　　考
(款) 1. 資本的収入			365,277	7,810	373,087	
(項) 3. 補助金			0	7,810	7,810	
	1. 補助金		0	7,810	7,810	
		県補助金	0	7,810	7,810	山口県医療施設等施設・設備整備費補助金

支　　出

（単位：千円）

款　　項	目	節	既　決 予定額	補　正 予定額	計	備　　考
(款) 1. 資本的支出			554,181	7,810	561,991	
(項) 1. 建設改良費			164,127	7,810	171,937	
	1. 固定資産 購入費		140,749	7,810	148,559	
		器具及び備品 購入費	140,749	7,810	148,559	医療器機等購入費

令和７年度萩市病院事業会計予定キャッシュ・フロー計算書

（令和７年４月１日から令和８年３月３１日まで）

千円

１　業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益（△は純損失）	△ 226,866
減価償却費	203,328
貸倒引当金の増減額（△は減少）	240
長期前受金戻入額	△ 4,354
受取利息及び受取配当金	△ 200
支払利息	26,096
未収金の増減額（△は増加）	8,960
未払金の増減額（△は減少）	△ 52,935
たな卸資産の増減額（△は増加）	3,000
固定資産除却費	8,242
長期前払消費税の増減額（△は増加）	△ 2,898
退職給付引当金の増減額（△は減少）	97,109
賞与引当金の増減額（△は減少）	16,339
法定福利費引当金の増減額（△は減少）	1,232
小計	77,293
利息及び配当金の受取額	200
利息の支払額	△ 26,096
業務活動によるキャッシュ・フロー	51,397
２　投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 137,979
国庫補助金等による収入	7,810
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 130,169
３　財務活動によるキャッシュ・フロー	
建設改良等の財源に充てるための企業債による収入	140,000
建設改良等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 390,054
リース債務の返済による支出	△ 18,268
他会計からの出資による収入	225,277
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 43,045
資金増加額（又は減少額）	△ 121,817
資金期首残高	310,145
資金期末残高	188,328

令和７年度萩市病院事業予定貸借対照表

（令和８年３月３１日）

資　産　の　部

	千円	千円	千円	千円
1　固定資産				
(1) 有形固定資産				
イ　土地		816,182		
ロ　建物	3,740,075			
減価償却累計額	△ 2,615,315	1,124,760		
ハ　構築物	223,466			
減価償却累計額	△ 199,870	23,596		
ニ　車両及び運搬具	3,657			
減価償却累計額	△ 3,475	182		
ホ　器械備品	1,915,958			
減価償却累計額	△ 1,326,624	589,334		
ヘ　リース資産購入費	91,376			
減価償却累計額	△ 20,209	71,167		
有形固定資産合計			2,625,221	
(2) 無形固定資産				
イ　電話加入権		734		
無形固定資産合計			734	
(3) 投資その他の資産				
イ　長期前払消費税		136,661		
投資その他の資産合計			136,661	
固定資産合計				2,762,616
2　流動資産				
(1) 現金預金			188,328	
(2) 未収金		474,108		
貸倒引当金		△ 4,022	470,086	
(3) 貯蔵品			26,044	
流動資産合計				684,458
資産合計				3,447,074

負　債　の　部

3　固定負債				
(1) 企業債				
イ　建設改良費等の財源に充てるための企業債		1,399,105		
企業債合計			1,399,105	
(2) リース債務			19,131	

	千円	千円	千円	千円
(3) 引当金				
イ 退職給付引当金	744,844			
引当金合計		744,844		
固定負債合計				2,163,080
4 流動負債				
(1) 企業債				
イ 建設改良費等の財源に充てるための企業債	365,875			
企業債合計		365,875		
(2) リース債務		18,524		
(3) 未払金		134,550		
(4) 預り金		1,089		
(5) 引当金				
イ 賞与引当金	85,781			
ロ 法定福利費引当金	16,729			
引当金合計		102,510		
流動負債合計				622,548
5 繰延収益				
(1) 長期前受金		262,653		
(2) 収益化累計額		△ 183,306		
繰延収益合計				79,347
負債合計				2,864,975
資本の部				
6 資本金				1,954,172
7 剰余金				
(1) 資本剰余金				
イ 受贈財産評価額	7,667			
ロ 負担金	165,238			
ハ 県補助金	41,006			
資本剰余金合計		213,911		
(2) 利益剰余金				
イ 当年度未処理欠損金	1,585,984			
利益剰余金合計		△ 1,585,984		
剰余金合計				△ 1,372,073
資本合計				582,099
負債資本合計				3,447,074

議案第７４号

令和６年度萩市一般会計決算認定について

令和６年度萩市一般会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３３条第３項の規定により、市議会の認定を求める。

令和７年９月３日提出

萩市長　　田　　中　　文　　夫

令和６年度萩市一般会計歳入歳出決算（別冊）

議案第７５号

令和６年度萩市土地取得事業特別会計決算認定について

令和６年度萩市土地取得事業特別会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号)第２３３条第３項の規定により、市議会の認定を求める。

令和７年９月３日提出

萩市長　　田　　中　　文　　夫

令和６年度萩市土地取得事業特別会計歳入歳出決算（別冊）

議案第７６号

令和６年度萩市国民健康保険事業（事業勘定）特別会計決算認定について

令和６年度萩市国民健康保険事業(事業勘定)特別会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３３条第３項の規定により、市議会の認定を求める。

令和７年９月３日提出

萩市長　　田　　中　　文　　夫

令和６年度萩市国民健康保険事業（事業勘定）特別会計歳入歳出決算（別冊）

議案第７７号

令和６年度萩市国民健康保険事業（直診勘定）特別会計決算認定について

令和６年度萩市国民健康保険事業(直診勘定)特別会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３３条第３項の規定により、市議会の認定を求める。

令和７年９月３日提出

萩市長　　田　　中　　文　　夫

令和６年度萩市国民健康保険事業（直診勘定）特別会計歳入歳出決算（別冊）

議案第７８号

令和６年度萩市休日急患診療事業特別会計決算認定について

令和６年度萩市休日急患診療事業特別会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３３条第３項の規定により、市議会の認定を求める。

令和７年９月３日提出

萩市長　　田　　中　　文　　夫

令和６年度萩市休日急患診療事業特別会計歳入歳出決算（別冊）

議案第７９号

令和６年度萩市後期高齢者医療事業特別会計決算認定について

令和６年度萩市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３３条第３項の規定により、市議会の認定を求める。

令和７年９月３日提出

萩市長　　田　　中　　文　　夫

令和６年度萩市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算（別冊）

議案第８０号

令和６年度萩市介護保険事業特別会計決算認定について

令和６年度萩市介護保険事業特別会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号)第２３３条第３項の規定により、市議会の認定を求める。

令和７年９月３日提出

萩市長　　田　　中　　文　　夫

令和６年度萩市介護保険事業特別会計歳入歳出決算（別冊）

議案第８１号

令和６年度萩市水道事業会計決算認定について

令和６年度萩市水道事業会計決算について、地方公営企業法（昭和２７年法律第２９２号）第３０条第４項の規定により、市議会の認定を求める。

令和７年９月３日提出

萩市長　　田　　中　　文　　夫

令和６年度萩市水道事業会計決算（別冊）

議案第８２号

令和６年度萩市下水道事業会計決算認定について

令和６年度萩市下水道事業会計決算について、地方公営企業法（昭和２７年法律第２９２号）第３０条第４項の規定により、市議会の認定を求める。

令和７年９月３日提出

萩市長　　田　　中　　文　　夫

令和６年度萩市下水道事業会計決算（別冊）

議案第８３号

令和６年度萩市病院事業会計決算認定について

令和６年度萩市病院事業会計決算について、地方公営企業法（昭和２７年法律第２９２号）第３０条第４項の規定により、市議会の認定を求める。

令和７年９月３日提出

萩市長　　田　　中　　文　　夫

令和６年度萩市病院事業会計決算（別冊）

議案第８４号

萩まちじゅう博物館条例

令和７年９月３日提出

萩市長　　田　　中　　文　　夫

萩まちじゅう博物館条例

萩まちじゅう博物館条例（平成１７年萩市条例第１００号）の全部を改正する。

私たちのまち萩には、毛利藩政期２６０年間に形成された城下町のたたずまいや町割りなどが今なお残り、「江戸時代の地図がそのまま使えるまち」となっています。

萩の城跡や武家屋敷、町家、維新の志士の旧宅、寺院等は、それぞれが日本を代表する貴重な文化財であるとともに、城下町全体がかけがえのない姿で残されています。

また、市内一円には、日本海と豊かな大地が育んだ里山や田畑の中に、赤瓦の集落や寺社が点在する美しい風景が広がり、そこでは豊かな歴史文化が受け継がれています。

そして、こうした萩のまちが私たち市民によって住みこなされ、いたる所に文化財と一体となった風景や暮らしが息づいていることこそ、全国に誇るべき文化遺産であると言えます。

ここに、私たち市民は、萩のまち全体を屋根のない博物館としてとらえ、この文化遺産を大切に保存し、かつ、その活用を図り、萩にしかない宝物として次世代に確実に伝え、「萩に生まれたこと、萩で暮らすことを誇りに思う」と日々実感できるような魅力あるまちづくりに努めるとともに、萩を訪れた人々に萩の良さや歴史を、愛着と誇りを持って伝えられるまちづくりを、まちじゅうで推進することを決意し、この条例を制定します。

（目的）

第１条　この条例は、本市のまちづくりの基軸となる萩まちじゅう博物館を推進することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 萩のおたから　萩の地で長年にわたり市民生活の中で継承され、育まれた有形無形の文化遺産をいう。

(2) 萩まちじゅう博物館　萩のまち全体を屋根のない博物館としてとらえ、萩のおたからの保存及び活用を図ることをいう。

（市及び市民の協働の取組）

第３条　市及び市民は、第１条の目的の達成を図るため、次の各号に掲げるところにより、萩まちじゅう博物館の推進に寄与するよう努めるものとする。

(1) 萩のおたからの保存

ア 市及び市民は、萩の資源であり魅力である本市固有の萩のおたからを協働で再発見し、これを伝えていくよう努めるものとする。

イ 市及び市民は、萩のおたからの価値及び魅力の共有に努めるものとする。

(2) 萩のおたからの活用

ア 市及び市民は、保存された萩のおたからを、できる限り現地において、その価値を守りつつ生業や暮らしに利用するよう努めるものとする。

イ 市及び市民は、萩のおたからの価値及び魅力を発信するとともに、その新たな価値を創造するよう努めるものとする。

（中核博物館及び地域博物館）

第４条　市は、萩まちじゅう博物館の中核博物館として萩博物館及び萩・明倫学舎を位置付けるとともに、市内各地の歴史的及び地理的に一定のまとまりを持つ地域を地域博物館としてとらえ、それらを結ぶネットワークを構築するものとする。

２　市は、中核博物館の情報発信及び展示の充実を図るとともに、地域博物館並びにその周辺の萩のおたからの保存及び活用に必要な施策を講じるものとする。

（館長）

第５条　萩まちじゅう博物館に館長を置く。

２　館長は、市及び市民の協働によるまちじゅう博物館を推進するために必要な事業を統括する。

（構想の推進）

第６条　市は、市及び市民の協働による萩まちじゅう博物館を推進するため、萩まちじゅう博物館構想を策定するものとする。

２　萩まちじゅう博物館構想を実現するための基本計画及び行動計画は、文化財保護法（昭和２５年法律第２１４号）第１８３条の３に基づく萩市文化財保存活用地域計画とする。

（その他）

第７条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第８５号

萩市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例

令和７年９月３日提出

萩市長　　田　　中　　文　　夫

萩市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例

萩市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例（平成１７年萩市条例第９号）の一部を次のように改正する。

第９条中「５４１円３１銭」を「５８６円８８銭」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第８６号

萩市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例

令和７年９月３日提出

萩市長　　田　　中　　文　　夫

萩市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例

（萩市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正）

第１条　萩市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成１７年萩市条例第４０号）の一部を次のように改正する。

第１７条第１項中「第２１条の２第１項」を「第２１条の３第１項」に改める。

第２１条の３を第２１条の４とする。

第２１条の２第１項中「申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）」を「請求等」に改め、同条を第２１条の３とする。

第２１条の次に次の１条を加える。

（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）

第２１条の２　任命権者は、萩市職員の育児休業等に関する条例（平成１７年萩市条例第４１号。以下この項において「職員の育児休業等に関する条例」という。）第２４条第１項の措置を講ずるに当たっては、同条の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

(2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置

(3) 職員の育児休業等に関する条例第２４条第１項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向

を確認するための措置

２　任命権者は、３歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

(3) 対象職員の３歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

３　任命権者は、第１項第３号又は前項第３号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

（萩市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第２条　萩市職員の育児休業等に関する条例（平成１７年萩市条例第４１号）の一部を次のように改正する。

第１条中「第１９条第１項及び第２項」を「第１９条第１項から第３項まで及び第５項」に改める。

第２０条第２号中「及び勤務日ごとの勤務時間」及び「（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）」を削り、「除く」の次に「。次条において同じ」を加える。

第２１条の見出し中「部分休業」を「第１号部分休業」に改め、同条第１項中「部分休業（育児休業法第１９条第１項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、正規の勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて」を「育児休業法第１９条第２項第１号に掲げる範囲内で請求する同条第１項に規定する部分休業（以下「第１号部分休業」という。）の承認は」に改め、同条第２項及び第３項中「部分休業」を「第１号部分休業」に改める。

第２１条の次に次の４条を加える。

（第２号部分休業の承認）

第２１条の２　育児休業法第１９条第２項第２号に掲げる範囲内で請求する同条第１項に規定する部分休業（以下「第２号部分休業」という。）の承認は、１時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第２号部分休業を承認することができる。

(1) １回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき　当該勤務時間の時間数

(2) 第２号部分休業の残時間数に１時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき　当該残時間数

（育児休業法第１９条第２項の条例で定める１年の期間）

第２１条の３　育児休業法第１９条第２項の条例で定める１年の期間は、毎年４月１日から翌年３月３１日までとする。

（育児休業法第１９条第２項第２号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間）

第２１条の４　育児休業法第１９条第２項第２号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員　７７時間３０分

(2) 非常勤職員　当該非常勤職員の勤務日１日当たりの勤務時間数に１０を乗じて得た時間

（育児休業法第１９条第３項の条例で定める特別の事情）

第２１条の５　育児休業法第１９条第３項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第２項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第３項の規定による変更（以下「第３項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第２２条中「部分休業」を「育児休業法第１９条第１項に規定する部分休業」に改める。

第２３条を次のように改める。

（部分休業の承認の取消事由）

第２３条　育児休業法第１９条第６項において準用する育児休業法第５条第２項の条例で定める事由は、職員が第３項変更をしたときとする。

（萩市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第３条　萩市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成１７年萩市条例第２８９号）の一部を次のように改正する。

第１９条中「勤務時間の」の次に「全部又は」を、「範囲内」の次に「又は１年につき管理者が指定する時間を超えない範囲内」を加える。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和７年１０月１日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、この条例による改正後の萩市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第２１条の２第２項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

３　地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第１１０号）第１９条第２項第２号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和８年３月３１日までの間における部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の萩市職員の育児休業等に関する条例第２１条の４の規定の適用については、同条第１号中「７７時間３０分」とあるのは「３８時間４５分」と、同条第２号中「１０」とあるのは「５」とする。

議案第８７号

萩市公共下水道条例等の一部を改正する条例

令和７年９月３日提出

萩市長　　田　　中　　文　　夫

萩市公共下水道条例等の一部を改正する条例

（萩市公共下水道条例の一部改正）

第１条　萩市公共下水道条例（平成１７年萩市条例第２４１号）の一部を次のように改正する。

第１０条第１項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長（地方公営企業法（昭和２７年法律第２９２号）第７条の規定により置かれた下水道事業の管理者を含む。）の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。

第２５条第２項第４号中「（昭和２７年法律第２９２号）」を削る。

（萩市集落排水処理施設条例の一部改正）

第２条　萩市集落排水処理施設条例（平成１７年萩市条例第２４４号）の一部を次のように改正する。

第１３条に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長（地方公営企業法（昭和２７年法律第２９２号）第７条の規定により置かれた下水道事業の管理者を含む。）の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。

第３１条第１項第４号中「（昭和２７年法律第２９２号）」を削る。

（萩市生活排水処理施設条例の一部改正）

第３条　萩市生活排水処理施設条例（平成１７年萩市条例第２４５号）の一部を次のように改正する。

第１４条に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長（地方公

営企業法（昭和２７年法律第２９２号）第７条の規定により置かれた下水道事業の管理者を含む。）の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。

（萩市水道給水条例の一部改正）

第４条　萩市水道給水条例（平成１７年萩市条例第２９０号）の一部を次のように改正する。

第７条第１項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長（地方公営企業法（昭和２７年法律第２９２号）第７条の規定により置かれた水道事業の管理者を含む。以下この項において同じ。）又は他の市町村長が同項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第８８号

損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第１３号の規定により、市議会の議決を求める。

令和７年９月３日提出

萩市長　　田　　中　　文　　夫

１　損害賠償の額　金５４，４５０円

２　損害賠償の相手方 [redacted]

議案第８９号

損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第１３号の規定により、市議会の議決を求める。

令和７年９月３日提出

萩市長　　田　　中　　文　　夫

１　損害賠償の額　金４２，２４０円

２　損害賠償の相手方 [redacted]

議案第９０号

損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第１３号の規定により、市議会の議決を求める。

令和７年９月３日提出

萩市長　　田　　中　　文　　夫

１　損害賠償の額　金１６４，６７０円

２　損害賠償の相手方 [redacted]

議案第９１号

市道路線の認定について

道路法（昭和２７年法律第１８０号）第８条第１項の規定により、次の路線を認定することについて、同条第２項の規定により、市議会の議決を求める。

令和７年９月３日提出

萩市長　　田　　中　　文　　夫

認　定　路　線

路線名	起点	終点
少屋半田線	萩市大字椿東字少屋	萩市大字椿東字半田

議案第９２号

人権擁護委員の候補者の推薦について

萩市における人権擁護委員の候補者として、次の者を推薦することについて、人権擁護委員法（昭和２４年法律第１３９号）第６条第３項の規定により、市議会の意見を聞く。

令和７年９月３日提出

萩市長　田　中　文　夫

現　住　所　[redacted]

山　本　昌　男（やまもと　まさお）

[redacted]

略　歴

現　人権擁護委員

現　住　所　[redacted]

大　田　能　彦（おおた　よしひこ）

[redacted]

略　歴

現　吉部公民館長

現　高俣公民館長

現　住　所　[redacted]

なかぎやちかこ
中木屋千香子

[redacted]

略　歴

前　萩市田万川保育園長

現　住　所　[redacted]

うめだみのる
梅田実

[redacted]

略　歴

現　人権擁護委員